

『ものづくり現場の人材の技能・技術を向上させたい』

ものづくり中核人材育成事業

ものづくり中小企業・小規模事業者が、現場で働く人材に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる際の費用の2／3を補助します。

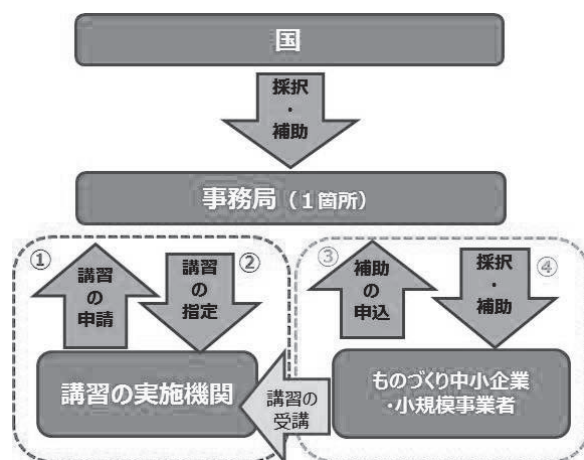
対象となる方

技術・技能等を次世代に継承する役割が期待される方（以下、「中核人材」という）に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる、ものづくり中小企業・小規模事業者。

支援内容

自社の中核人材に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる際に発生する経費（受講料、旅費、宿泊費）の2／3の補助が受けられます。

具体的には、①技能・技術の向上に関する講習、または、②現場改善技術に関する講習、のいずれかに当てはまり、事務局により指定され「指定講座」となっていることが必要です。



ご利用方法

・指定講習の実施機関

- (1) 経済産業省が定める事務局に、講習の指定に係る申請をいただきます。
- (2) 事務局内の選定委員会において、申請内容を審査し、指定講習を決定・公表します。

・補助を希望する、ものづくり中小企業・小規模事業者

- (1) 指定講習の中から受講する講習を選び、事務局に対して補助申請をいただきます。
- (2) 事務局内の選定委員会において、申請内容を審査し、採択を決定します。
- (3) 指定講習の受講後に、実績報告書等の必要書類を提出し、事務局より補助金受給となります。

お問い合わせ先

経済産業省 製造産業局 参事官室 電話:03-3501-1689(直通)